

深谷市イメージキャラクター「ふっかちゃん」着ぐるみ貸出し要綱

(目的)

第1条 この要綱は、深谷市のイメージキャラクター「ふっかちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて必要な事項を定めることを目的とする。

(利用承認申請)

第2条 着ぐるみの利用申請ができる者は、原則として法人その他の団体等とし、あらかじめ、着ぐるみ利用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請書は、利用期間初日の3月前から利用期間初日の7日前までの期間に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 市長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの利用を許可する。

- (1) 深谷市の品位を傷つけ、または傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい利用方法に従って利用されず、安全性への配慮を欠き、または毀損若しくは汚損のおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他市長が着ぐるみの利用について不適當であると認めるとき。

2 市長は前条の申請を適当と認めた場合は、申請者に着ぐるみ利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(利用期間)

第4条 着ぐるみの利用期間は、原則として5日以内とする。

(利用料)

第5条 着ぐるみの利用料は、別表1に掲げるとおりとする。

(利用料の納付)

第6条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という）は、利用料を着ぐるみ借受け時に納付しなければならない。

2 納付された利用料は還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由に

より着ぐるみを利用することができない場合は、利用料を還付することができる。この場合において、利用者は、市長へ書面による申立てを行い、その承認を受けなければならない。

(利用上の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに利用すること。
- (2) 利用期間を遵守すること。
- (3) その他市長が特に付した条件に従って利用すること。

(利用許可の取消し)

第8条 利用者が、前条に規定する事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の利用を許可しない。この場合において、利用許可を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第9条 利用者の責めに帰すべき事由により、着ぐるみを亡失、汚損、又はき損した場合は、利用者の責任と負担により、損害賠償、補修又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。

(許可者の責任)

第10条 着ぐるみの利用により、利用者が受けた損害に対しては、市長は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、平成27年7月1日以後の着ぐるみの利用から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 着ぐるみ貸出し利用料等

項目	該当事項		概要	
利用料	1日 5,000円		市外の法人その他の団体等 市民以外の個人利用（結婚式・披露宴に限る。）	
	減免規定	減額	1日 2,000円	市内の法人その他の団体等（営利を目的とするもの） 市民の個人利用（結婚式・披露宴に限る。）
		免除	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の法人その他の団体等（営利を目的としないもの） ・市内教育施設（小・中学校、高等学校、大学等 ※公立・私立は問わない） ・市内子育て関連施設（保育園、幼稚園等 ※公立・私立は問わない） ・市内自治会行事（自治会事業として利用する場合） ・その他市長が特別に認めるとき
	その他	上記のほか、有料の場合で、利用日が1日増えるごとに1,000円が加算されます。		利用日の翌日の午前9時までには返却の場合には加算されません。
貸出期間		原則として5日以内		

様式第1号（第2条関係）

着ぐるみ利用申請書

平成 年 月 日

深谷市長 あて

(〒 -)

申請者 住所
企業・団体名
代表者氏名

下記のとおり、深谷市イメージキャラクター「ふっかちゃん」の着ぐるみを利用したいので申請します。

記

1 利用希望期間	借受日…平成 年 月 日 () 午前・後 時頃 返却日…平成 年 月 日 () 午前・後 時頃
2 開催日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時まで
3 開催場所	
4 利用用途	必要に応じて企画書など、イベントの詳しい内容などがわかるものを添付してください。
5 ふっかちゃん 登場時間	(現時点で分かる範囲で記入してください。未定の場合は決定次第ご連絡ください。)
6 連絡先	担当者 氏名 TEL
	お客様問合わせ先 TEL ※ふっかちゃん HP のイベント問合せ先に掲載します

事務処理欄（利用区分）

	市外の法人その他の団体等 市民以外の個人利用（結婚式・披露宴に限る。）	1日 5,000円
	市内の法人その他の団体等（営利を目的とするもの） 市民の個人利用（結婚式・披露宴に限る。）	1日 2,000円
	市内の法人その他の団体等（営利を目的としないもの） その他、別表1に記載のあるもの	無料

様式第2号（第3条関係）

着ぐるみ利用許可書

第 号
平成 年 月 日

様

深谷市長

印

平成 年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの利用については、
下記のとおり許可します。

記

許可期間

平成 年 月 日（ ）午後 時から

平成 年 月 日（ ）午前 時まで

（時間厳守でお願いします。）

利用区分

市外の法人その他の団体等 市民以外の個人利用（結婚式・披露宴に限る。）	1日 5,000 円
市内の法人その他の団体等（営利を目的とするもの） 市民の個人利用（結婚式・披露宴に限る。）	1日 2,000 円
市内の法人その他の団体等（営利を目的としないもの） その他、別表1に記載のあるもの	無料

※上記のほか、有料の場合で利用日が1日増えるごとに1,000円が加算されます。

利用料金 _____ 円（着ぐるみ借受け時にお支払いください。）

【内訳】

受取及び返却場所

許可条件

- 1 着ぐるみ利用申請書の申請内容のとおりを使用すること。
- 2 深谷市イメージキャラクター「ふっかちゃん」着ぐるみ貸出し要綱を遵守すること。
- 3 深谷市イメージキャラクター「ふっかちゃん」着ぐるみ利用要領に従って使用すること。